平成２５年（フ）第１０２号
三重県三重郡菰野町大字竹成1040番地６、前住所三重県員弁郡東員町城山３丁目33番１
債務者　坂野　　忠
１　決定年月日時　平成25年６月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　横山　慶志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月３日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年９月19日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第８３７号
横浜市鶴見区下末吉１丁目６番９号　岩見荘102
債務者　池谷芳次郎
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宇野真由美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月24日午後２時
５　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３６号
北海道三笠市弥生橘町74番地
債務者　高橋　誠二
１　決定年月日時　平成25年６月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第１３６号
岩手県岩手郡滝沢村大釜字吉水85―３　瑞雲荘、住民票上の住所盛岡市本宮字鬼柳150番地
債務者　佐藤　貴之
法定代理人保佐人　佐藤　民生
１　決定年月日時　平成25年６月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３２１号
宮城県塩竈市藤倉２丁目16番９号
債務者　渡邊　尚美
１　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２１号
山形県鶴岡市古郡字金清水31番地３
債務者　田澤　政一
１　決定年月日時　平成25年６月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２５年（フ）第７８２号
愛知県北名古屋市弥勒寺東１丁目99番地　サンハイツ101号
債務者　垣内　彰洋
１　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４８号
滋賀県彦根市平田町60番地１　111号
債務者　小川　由貴
１　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第１６３号
香川県高松市上天神町295番地１　ミューズ松本Ⅰ―101
債務者　中西　　恵
１　決定年月日時　平成25年６月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２４８４号
福岡市南区西長住３丁目12番11―207号
債務者　梶原真由美（旧姓福本）
１　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８９号
福岡市博多区堅粕１丁目１番１―1206号
債務者　石崎　博文
１　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３６５号
福岡県太宰府市石坂２丁目20番22号
債務者　山崎　　満
１　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４９０号
福岡県糟屋郡志免町桜丘３丁目３番12号
債務者　東屋　和彦
１　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４９１号
福岡県糟屋郡志免町桜丘３丁目３番12号
債務者　東屋　信代（旧姓伊藤）
１　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５１３号
福岡市東区舞松原４丁目５番354号
債務者　浅野　和義
１　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５７０号
福岡県筑紫野市大字山家2775番地７
債務者　小野　秀美
１　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部